⑻　Contact point for the notice : Masato Yamazaki, first Examination and Appraisal Division, Kanto Local Finance Bureau, 1―1 Shintoshin Chuo-ku Saitama-shi Saitama 330―9716 Japan. Tel. 048―600―1182. Fax. 048―600―1238

⑼　For details, refer to tender explanation.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月16日

支出負担行為担当官

関東財務局総務部次長　一杉　利隆

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　11

1　調達内容

⑴　品目分類番号　42、78

⑵　購入等件名及び数量　国有財産（北関東及び信越地区）調査・管理等業務委託　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　契約締結日から平成23年3月31日までの間

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は業務委託内容に基づく業務区分ごとの「単価」及び「単価」に年間予定数量を乗じた「年間予定金額」並びにその「総合計」金額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　官庁から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者であること。

⑷　当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑹　仕様書で定める委託業務に応じて、次の①～⑩の資格を全て有する者であること。1者で下記①～⑩のすべての資格を有していない場合は、それぞれの資格を有する複数者でグループ協定を締結する前提で、競争に参加することができる。

①　「国有財産の調査に関する業務」及び「巡回業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「測量」、「建設コンサルタント」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、宅地建物取引主任者（宅地建物取引業法第18条）の資格者を5名以上有する者であること。

②　「草刈・保守業務」、「投棄物撤去業務」及び「巣撤去業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、あるいは平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③　「柵設置業務」及び「開口部閉鎖業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

④　「看板作成設置業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑤　「樹木伐採業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑥　「測量業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「測量」又は「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であるとともに、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1項第1号から6号に定める業務を履行できる者を有する者であること。

⑦　「流出土砂撤去業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は「とび・土工・コンクリート工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

⑧　「地下埋設物調査業務」及び「ライフライン調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「とび・土工・コンクリート工事」、「建設コンサルタント」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は同「土木一式工事」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

⑨　「土壌汚染調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「地質調査」又は「計量証明」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、又は平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき指定調査機関に指定されている者であること。

⑩　「アスベスト調査業務」を行う者は、平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格「建設コンサルタント」の「B」又は「C」の等級に格付けされている者、又は同「建築一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、あるいは平成19・20・21年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であるとともに、アスベストの書面及び目視調査の実績を有し、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）に基づく第一種作業環境測定士（鉱物性粉じんに限る。）、計量法（平成4年法律第51号）に基づく環境計量士（濃度関係に限る。）、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級ないし二級建築士の免許登録者のいずれかの資格者を有する者であること。

⑺　上記⑹の有資格者のうち、建設工事又は測量・建設コンサルタント等に係る平成21・22年度財務省関東地区競争参加資格の有資格者については、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者であること。

⑻　入札説明書の交付を受けた者であること。